

第七十号議案

特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例（昭和三十一年仙台市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十項中「令和二年七月一日から令和三年三月三十一日まで」を「令和三年四月一日から同年九月三十日まで」に改める。

附則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

理由

令和三年四月一日から同年九月三十日までの間における常勤の監査委員等の給料月額を減額するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第七十一号議案

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

市長等の給与に関する条例（昭和三十一年仙台市条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十五項中「令和二年七月一日から令和三年三月三十一日まで」を「令和三年四月一日から同年九月三十日まで」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

理 由

令和三年四月一日から同年九月三十日までの間における市長等の給料月額を減額するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。